

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： キャッシュレス・消費者還元事業

消費税率引上げ後の消費喚起とキャッシュレス推進対策として、中小事業者によるキャッシュレス手段を使用したポイント還元を支援する『キャッシュレス・消費者還元事業』が始まります。

制度の概要

対象者	中小事業者（※1）
実施期間	2019年10月1日～2020年6月30日の9か月間
支援内容 （※2）	①加盟店手数料実質 2.17%以下 ②端末費用負担ゼロ ③キャッシュレスで支払った消費者への5%ポイント還元
申請受付	2020年4月末まで

（※1）資本金5,000万円以下 or 従業員数100人以下等の要件が業種によって異なります。また、課税所得の年平均が15億円を超える事業者および100%親会社の資本金が5億円以上である事業者は対象とはなりません。

（※2）フランチャイズ加盟店等は①②については対象外。また③は2%のポイント還元。

中小事業者への支援

① 加盟店手数料実質 2.17%以下

期間中、加盟店手数料（消費税および事務手数料を含む）3.25%以下の場合、1/3を国が補助

補助される加盟店 手数料	法人税	原則：加盟店手数料の支払時期と同時期に益金算入 特例：補助金が計算できない場合、支払通知時（入金時）に益金算入
	消費税	不課税処理（≠手数料の値引き）

② 端末費用負担ゼロ

端末提供事業者の調達額の2/3を国、1/3を端末提供事業者が負担

補助対象端末	端末設置費、端末送料、システム利用料、アプリの保守料、サインパッド等 （ルーター、サーバー、通信費、修理費、POS入替費等は対象外）
端末費用の取扱い	加盟店では固定資産計上不要 2020年6月まで端末の所有権は決済事業者に帰属、期間終了後は無償で加盟店に引き渡し
留意点	「軽減税率対策補助金（※3）」を活用した場合でも、端末導入費について「軽減税率対策補助金」の対象としていない場合は、制度併用可

（※3）軽減税率対応のためのレジや券売機の導入、システムの改修等に要する経費に対する補助金

お見逃しなく！

制度活用の際は、『キャッシュレス・消費者還元事業』へ参加をしている『キャッシュレス決済事業者』経由で加盟店登録・申請を行う必要があります。